

# 法人農地取得事業について

---

令和4年11月  
内閣府

# 1. 法人農地取得事業の経緯

H28.3.2	<u>第20回国家戦略特区諮問会議</u> 兵庫県養父市の法人農地取得の特例を認めることを決定。
H28.5.27	<u>国家戦略特区法の一部改正法が成立</u> ※施行後5年以内（令和3年8月31日まで）の時限措置
R3.1.15	<u>第49回国家戦略特区諮問会議</u> 法人農地取得事業について、令和3年度中にニーズと問題点の調査を実施すること、特例の期限を2年間延長することを決定。
R3.5.12	<u>国家戦略特区法の一部を改正する法律案が成立</u> ※法人農地取得事業の特例期限が2年間延長（令和5年8月31日まで延長）
R4.3 ～R4.9	<u>法人農地取得事業の「ニーズと問題点調査」の実施</u> （①法人、農家、市町村に対する調査、②中山間地域を有する全ての市町村に対する調査、③①、②の回答者に対するヒアリング）

## 2. 法人農地取得事業の仕組み

農地法上、農地の取得・所有が認められる法人は「**農地所有適格法人**」(※)に限定

(※) 農地所有適格法人の要件

- ①法人 : 株式会社(公開会社でない)、農事組合法人、持分会社
- ②事業 : 売上高の過半が農業(農業関連を含む)
- ③議決権 : 農業関係者が総議決権の過半を保有
- ④役員 : 役員の過半が農業に従事、役員又は重要な使用人の1人以上が農作業に常時従事

国家戦略特区における特例として、令和5年8月までに限り、一定の要件(下記)の下に、**農地所有適格法人以外の法人についても農地の取得・所有を認めている**

### 【法人の要件】

- ① **農地は地方公共団体が原所有者から買い上げ法人に転売することが前提。また、農地の不適正な利用の際には地方公共団体へ所有権を移転する旨の書面契約を締結すること。**
- ② 地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること
- ③ 業務執行役員等のうち1人以上が耕作等に従事すると認められること
- ④ 所有権を取得することが必要な理由を公表

### 【区域の要件】

- ① 農地等の効率的な利用を図る上で**農業の担い手が著しく不足していること**
- ② 従前の措置のみによっては、**耕作の目的に供されていない農地等の面積が著しく増加するおそれがあること**  
⇒ 政令で**養父市**を指定

担い手不足、遊休農地の解消

長期的・安定的な農業経営

### 3. 養父市における法人農地取得事業の実績

#### 法人農地取得事業の実績

法人農地取得の特例制度に基づき、平成28年12月に、株式会社Amnak、ナカバヤシ株式会社、株式会社やぶの花、平成29年2月に住環境システム共同組合、平成30年3月に株式会社マイファームハニー、令和2年3月に養父町開発株式会社の農地取得に関する区域計画が認定されている。各法人の所有・リース農地面積は以下のとおり。

※上記のほか、令和4年3月に「株式会社やぶの農家」の農地取得に関する区域計画が認定されており、今後、農地を所有する予定。

法人名	主な営農 作物	営農開始時期	所有・リース農地面積 (ha)	
			所有 (ha)	リース (ha)
ナカバヤシ (株)	ニンニク	平成27年9月	10.08	0.31
(株) Amnak	酒米	平成27年10月	23.48	0.65
(株) やぶの花	花き	平成27年3月	0.60	0.25
(株) マイファームハニー	養蜂	平成27年3月	0.15	0.02
住環境システム協同組合	レタス	平成29年5月	0.48	0.13
養父町開発 (株)	養蚕	令和2年4月	0.29	0.29
計			35.08	1.65

養父市において「法人農地取得事業」により農地を所有している法人  
※養父市調べ。(令和4年10月末 時点)

## 4. 法人農地取得事業に関する決定等

### ① 国家戦略特区諮問会議（令和3年1月15日）決定内容

- 養父市において活用されている「法人農地取得事業」については、政府として、**当該事業に関する特例制度のニーズと問題点の調査を特区区域以外においても来年度中に実施し、その結果に基づき全国への適用拡大について調整し、早期に必要な法案の提出を行う。**
- なお、**当該事業に関する特例措置の期限を2年間延長**することとし、そのための規定を盛り込んだ国家戦略特区法改正案の早期の国会への提出を行う。

### ② 規制改革実施計画（令和4年6月）

養父市において活用されている法人農地取得事業については、政府として現在実施している当該事業に関する特例制度のニーズと問題点の調査結果に基づき全国への適用拡大について調整し、**令和4年度中に結論を得て、必要な法案を提出する。**

## 5. 法人農地取得事業の「ニーズと問題点調査」の結果について

- 内閣府と農林水産省が共同して、
- ①法人、農家、市町村に対する調査、
  - ②中山間地域を有する全ての市町村に対する調査
  - ③これらの回答者に対するヒアリング
- を実施。調査結果概要は以下のとおりであり、調査結果全体は別紙のとおり。

### 調査結果概要

#### 【回答結果】

##### ①法人、農家、市町村に対する調査

法人農地取得事業を 活用する考えがある…**56**      活用する考えがない…**304**

##### ②中山間地域を有する市町村に対する調査

法人農地取得事業を 活用する考えがある…**54**      活用する考えがない…**308**

#### 【主な意見】

活用する考えがある	活用する考えがない
<ul style="list-style-type: none"><li>・ <u>担い手不足</u>や<u>遊休農地の解消</u>に有効な選択肢である</li><li>・ 農地取得により<u>営農の継続性、安定性</u>が確保できる</li><li>・ <u>経営の自由度</u>が向上し、流通、加工、販売等の<u>複合的な経営</u>が可能になる</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ <u>農地所有適格法人</u>や<u>リース等の現行制度</u>で十分である</li><li>・ <u>投機的な取得</u>、<u>撤退後の耕作放棄</u>、<u>転用</u>が懸念される</li><li>・ <u>外国資本の流入</u>や<u>地域コミュニティとの共存</u>等への不安がある</li></ul>

## 6. 第55回国家戦略特区諮問会議（令和4年10月28日）

### ①国家戦略特区 今後の進め方について（抜粋）（民間議員提出資料）

#### 法人農地取得特例について

○ニーズと問題点の調査により、**養父市以外でも一定の特例活用のニーズがあることが確認された。**  
国家戦略特別区域基本方針における「特例措置の活用から一定期間が経過し、特段の弊害のない特区の成果については、全国展開に向けた検討を重点的に進めるなど、全国展開を加速化させる」との方針に従い、地域やユーザーの視点を踏まえて、**今回の調査で確認されたニーズに応えられる仕組みを早急に検討し、制度化すべきである。**

### ②岸田総理発言（抜粋）

○法人農地取得に係る特例制度のニーズと問題点の調査の結果について、岡田大臣と野村大臣から報告がありました。**調査において示された、法人、農家、自治体等からのご意見等を踏まえながら、両府省が連携して本特例の取扱いの検討を進めてください。**

# 法人農地取得事業の「ニーズと問題点調査」の結果について

---

令和4年10月  
内閣府・農林水産省



- 法人農地取得事業の「ニーズと問題点調査」を3段階に分けて、内閣府と農水省で共同で実施

## 【第1弾】

- ・ 法人、農家、市町村に対する調査（内閣府及び農水省ホームページで実施）  
（質問事項）
  - ・ 法人農地取得事業を活用できる場合、活用の希望があるかないか

## 【第2弾】

- ・ 中山間地域を有する全ての市町村（養父市以外の838市町村）に対する調査（質問表を市町村に送付）  
（質問事項）
  - ・ 法人農地取得事業を知っていたか
  - ・ 法人農地取得事業と同様の仕組みを活用する考えがあるか
  - ・ 活用する考えがある理由、活用する考えがない理由

## 【第3弾】

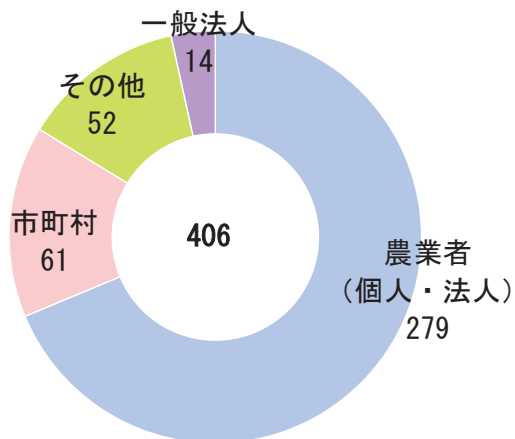
- ・ 第1弾及び第2弾調査の回答者の中から、候補者（市町村：20、農業者6、農業法人・一般法人14）を選定し、ヒアリングを実施

# 法人農地取得事業の「ニーズと問題点調査」(第1弾)の結果

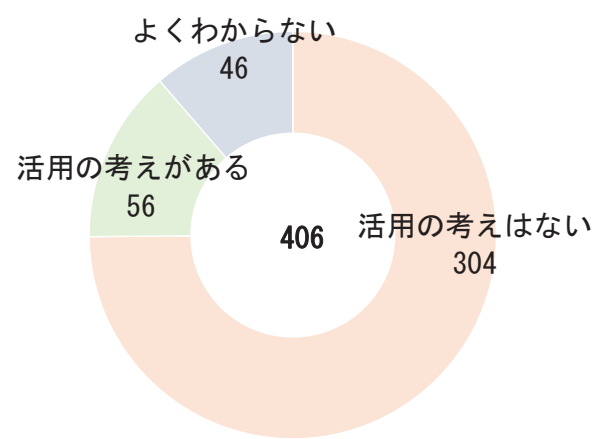
- 法人農地取得事業の活用の希望の有無について、本事業の当事者となり得る市町村、農業者等に対するパブコメ調査を実施したところ、406の回答があった。
- 「**活用する考えがある**」と回答した者は**56**、「**活用する考えはない**」と回答した者は**304**

回答者	活用する考えがある	活用する考えはない	よくわからない	計
市町村	16	29	16	61
農業者(個人・法人)	27	226	26	279
一般法人	9	4	1	14
その他(農業会議、経済同友会、商工会議所等)	4	45	3	52
計	56	304	46	406

【回答者の分類】



【本事業の活用意向】



# 1. 法人農地取得事業の「ニーズと問題点調査」(第1弾)における自由意見

活用する考えがある	活用する考えはない
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過半を占める農業者の経営資源の制約なく、<b>営農規模の確保等を円滑</b>にできる(農業者)</li> <li>・ 規制緩和、自由度の向上が農業参入を促進し、<b>地域の活性化や企業のイノベーション</b>につながる(一般法人)</li> <li>・ <b>営農の継続性、安定性の確保のために農地取得が有効</b>である(一般法人)</li> <li>・ 事業会社として営農できることで、<b>流通、加工、販売等の複合的な経営が効率的にできる</b>とともに、若い農業従事者の確保が期待できる(その他)</li> <li>・ <b>農地と担い手の維持</b>のため、一般法人の農地取得も含め多様な経営体が求められる(市町村)</li> <li>・ 農地を相続した非農家等からの<b>買取の求めに対応</b>できる(市町村)</li> <li>・ リースは<b>地主による返却の求め</b>に応じざるを得ない(農業者)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>農地所有適格法人であれば現行制度でも農地の所有権を取得可能</b>であり、特区の事業は不要(農業者)</li> <li>・ <b>一般企業</b>であっても解除条件付であれば<b>貸借で農業参入は可能</b>(市町村)</li> <li>・ 食料安全保障上、農地を取得できる法人に<b>外国人の出資規制や経営権の制限</b>をつける必要(農業者)</li> <li>・ <b>農地取得費用を回収するまでに期間を要することから、取得にメリットがない</b>(農業者)</li> <li>・ <b>採算性及び費用対効果の観点</b>から農地の権利取得は<b>貸借が中心</b>(市町村)</li> <li>・ 農地の<b>貸借期間は長期の契約が可能</b>であり、貸借で経営安定することは可能(農業者)</li> <li>・ <b>事業廃止等のリスク</b>がある(市町村)</li> <li>・ <b>現状でも農地を大規模に借りて経営を発展</b>させている農業法人は<b>各地に多く存在</b>(市町村)</li> <li>・ <b>既に担い手により多くの農地の集積・集約が進んでいる地域ではそぐわない</b>(市町村)</li> <li>・ 一般企業が農地を取得すると<b>農地転用</b>が進み、食料の自給率が低下し、<b>食料の安全保障上問題</b>(市町村)</li> <li>・ 長期的に考えると、様々な業務において<b>金銭的、人的に市町村の負担が非常に大きい</b>(市町村)</li> <li>・ 利益優先の企業が地域コミュニティと共存できるのか疑問(農業者)</li> <li>・ 法人農地取得事業の<b>全国展開は、農地政策の動きに逆行</b>(農業者)</li> <li>・ 「<b>特区は全国展開が原則</b>」との<b>強権的な発言は理解できない</b>(農業者)</li> </ul>

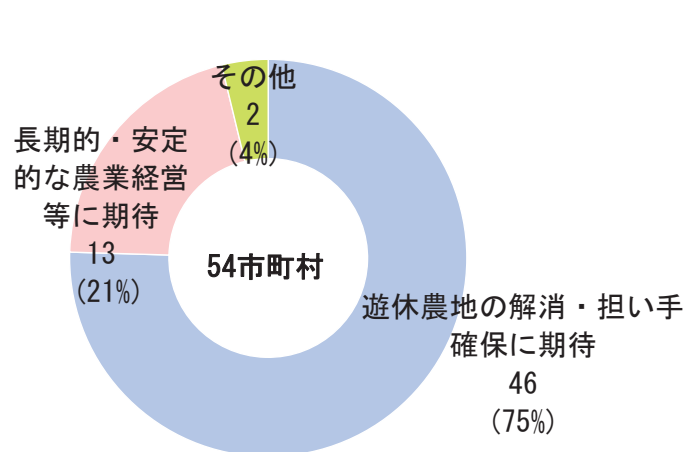
## 2. 法人農地取得事業の「ニーズと問題点調査」(第2弾)の結果

- 法人農地取得事業の活用の希望の有無について、中山間地域を有する全ての市町村（養父市以外の838市町村）に対する調査を実施したところ、690の回答があった。
- 法人農地取得事業を「知っていた」と回答した市町村が212、「知らなかった」と回答した市町村が478
- 「活用する考えがある」と回答した市町村は54、「活用する考えはない」と回答した市町村は308

	知っていた	知らなかった	計
法人農地取得事業を知っていたか	212	478	690

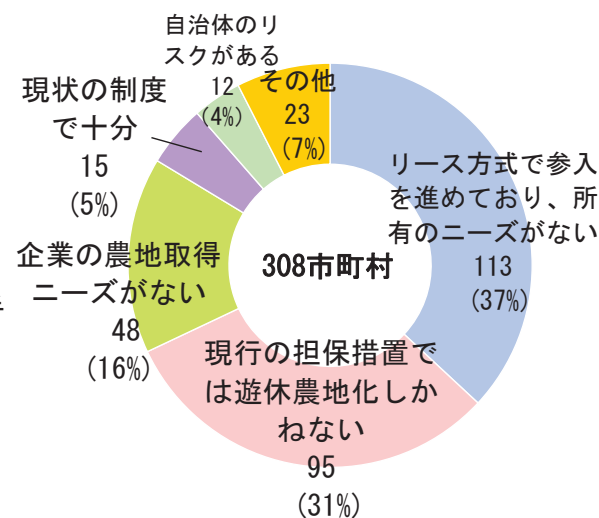
	活用する考えがある	活用する考えはない	よくわからない
法人農地取得事業と同様の仕組みを活用する考えがあるか	54	308	327

【活用する考えがある理由】



※「その他」：  
 ①今後、ニーズがあった場合、活用を検討  
 ②地域農業の受け皿となることが期待

【活用する考えはない理由】



## 2. 法人農地取得事業の「ニーズと問題点調査」(第2弾)における自由意見

活用する考えがある	活用する考えはない
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般企業の農地取得は<b>担い手不足等の解決の一つの手段</b>であり、農業の担い手となり得る個人・団体を広く受け入れたい</li> <li>・ <b>一般企業の農地取得を制限</b>していることは、担い手不足の地域での<b>遊休農地の増加に繋がる恐れ</b>がある</li> <li>・ 現時点ではニーズはないが、あった場合は<b>耕作放棄地が進んだ中山間地域での活用を検討</b>したい</li> <li>・ <b>農地所有者には農地を手放したい意向</b>がある</li> <li>・ <b>不採算事業の撤退等の懸念</b>があり、<b>遊休農地化を回避する方策があれば、活用を検討</b>したい</li> <li>・ <b>法人農地取得事業は有効</b>であるが、そのニーズと実際の実務について様々な疑問点があり、<b>農地取得には一定のルールが必要</b>である。また、<b>外資系企業の農地所有の懸念</b>があることに留意する必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>リース方式で十分</b>であり、<b>一般企業が取得するニーズはない</b></li> <li>・ 中山間地域特有の<b>小規模農地</b>ばかりで、参入する<b>一般企業のニーズがあるのか疑問</b>である</li> <li>・ <b>農地中間管理機構の活用を通じたリース方式を進めている</b></li> <li>・ 所有権取得という<b>経営上のリスク</b>を抱えてまで営農を計画する一般企業は少ない</li> <li>・ 農地所有適格法人<b>以外の法人まで範囲を広げる必要性を感じない</b></li> <li>・ <b>一般企業が農地を取得したいなら、農地所有適格法人を設立すればよい</b></li> <li>・ 集落営農組織や農業法人等の<b>地域の担い手が農地利用の受け皿</b>となっており、<b>一般企業が取得できる農地はない</b></li> <li>・ 農地取得は、耕作目的ではなく<b>転用目的が多い</b></li> <li>・ <b>将来的に外国人に農地を取得</b>されてしまう可能性があり、<b>食料安全保障上問題</b>がある</li> <li>・ 一般企業が農地を取得しても、<b>適正に耕作・管理できるか不安</b>である</li> <li>・ 安易に農地の取得要件を緩和し、<b>企業に撤退</b>された場合、農地を返還するだけでは<b>地域に致命的な打撃</b>を与える</li> <li>・ 一般企業の参入による<b>農村コミュニティの崩壊</b>が懸念される</li> <li>・ <b>地方公共団体が農地を取得し、買い戻すことは困難</b>である</li> </ul>

### 3. 法人農地取得事業の「ニーズと問題点調査」(第3弾)の結果

活用する考えがある

#### 【市町村】

- ・ 本事業は、**担い手不足や遊休農地等の対応に有効な取組・選択肢**であり、制度の活用を検討したい
- ・ 農地所有適格法人は資本力が劣り農地の購入に資本を回せない。資本力のある一般企業に農地所有を認めることで、**相続を理由とした農地売却の相談**に応えられる
- ・ **個人所有の広大な農地で所有者死亡により処理を有する具体の案件が存在するため、対応策の一つ**になりうると考えている

#### 【農業者・農業関連法人】

- ・ 地球環境保護、健康増進、安定供給の観点から、**自社が上流(生産)まで責任をもって取り組むためには農地所有が必要**
- ・ 本事業は**営農規模の拡大、新規参入、事業拡大に繋がる**ことが期待でき、**選択肢の幅が広がり経営資源の投入が進みやすい**と考えられるため農地所有を認めて欲しい
- ・ 農地の所有により、例えばITを使った生産性の高い農法の開発など、**農業分野における研究開発**を推進し、**イノベーション**が生まれる
- ・ **長期的・安定的な農地の確保や設備投資**のためには、リースに加えて所有もさせて欲しい
- ・ 農地所有適格法人であるが、**経営農地の99%以上は借りており**、その農地で**収益性が見込める**のであれば、**購入**することもある
- ・ **一般企業が農業経営を行うことは難しいが、自らの強みである加工、販売等の面で農業者と連携**することが日本農業の再生・発展に繋がる

活用する考えはない

#### 【市町村】

- ・ 地域外の一般企業ではなく、**地域の担い手(集落営農等)に農地を集積**したい
- ・ 個人も農地所有適格法人も**規模拡大の大半はリース**であり、**リースで十分**。農地を**所有するメリット**が感じられない
- ・ 現行の**農地取得規制**について、「**問題がある**」という声を聞いたことはない。また、法人の農地取得自体に必ずしも反対ではないが、リース法人や一般企業から「**農地を所有したい**」という声も聞いたことがない
- ・ **一般企業が参入する場合、農地所有適格法人を設立**している
- ・ 地域外から一般企業が参入した場合、**撤退、農地転用、草刈りや水管理等の共同作業に参加しない、コミュニティや農村文化の崩壊等の懸念**がある
- ・ **市町村による農地の購入は財政的に難しい上、耕作条件が悪い農地**を市町村が買い取っても**一般企業が買ってくれる保証はない**ため、対応できない

#### 【農業者・農業関連法人】

- ・ **農地を所有**したければ**農地所有適格法人を設立**すれば良く、**新たな選択肢は必要ない**。経営の大半はリースで、**規模拡大もリースが中心**である
- ・ **農地を所有**すると、**初期投資**がかかる、**貸借対照表も重くなる**、**税金**がかかるため、**リースが最も良い**
- ・ **有機栽培が可能な土壌**を作り上げるため、**農作物の出来の良し悪し**に応じて**借入地**を入れ替えている
- ・ 農地を「**売りたい**」という声は増えているが、**購入すると採算が合わない**ため、**地主から長期で借り**ている。**遊休農地は借りないし買わない**
- ・ 一般企業の農地所有を認めると、**共同作業に参加しない**ほか、**外国資本の企業の農地所有が可能**になり、**日本の農地を守れなくなるおそれがある**
- ・ **地元の農家は大企業と戦う体力がない**ので、**法人農地取得事業を認めた場合、耕作条件の良い農地**が**買い占められるおそれがある**
- ・ 耕作していない場合、**リースであれば所有者の監視の目もあるが、所有であれば手の打ちようがない**
- ・ 農用地区域内にある農地については、「**貸しはがし**」の実態はない
- ・ 農業者・農業法人は**覚悟を決めて農業**を行っており、**本気度は、所有もリースも変わらない**



## 令和3年度の養父市の法人農地取得事業の評価

（「令和3年度国家戦略特別区域の評価について」（令和4年5月31日国家戦略特別区域会議合同会議）より）

＜平成28年度及び29年度の認定事業（株式会社Amnak、ナカバヤシ株式会社、株式会社やぶの花、住環境システム共同組合、株式会社マイファームハニー）の評価＞

法人による様々な農業経営が進められており、遊休農地の再生や新規雇用、農業の6次産業化の促進など地域経済活性化に貢献しているほか、一部法人はスマート農業の実証事業を行っており、新たな中山間地域における農業モデルの構築が期待できる。長期的・安定的な経営基盤等を確保した農業経営の確立に向け、農地取得を進め事業規模を拡大するなどの更なる展開を期待できる。

＜令和元年度の認定事業（養父町開発（株））の評価＞

但馬養蚕業の中心地である養父市の文化伝統を生かした新たな活力創造の拠点として、今後の進展を期待したい。

第二 国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成の推進のために政府が実施すべき規制改革その他の施策に関する基本的な方針

### 1. 規制改革等の施策の推進に関する基本的考え方 （規制改革の推進）

特区制度は、全国的には実現が困難な規制改革であっても、特定の要件を満たす区域を限定することにより、規制改革を実現してきた制度であるが、従来の特区制度によっても十分に実現できなかった規制改革、いわゆる「岩盤規制」について、その規制改革を実行するための突破口として、国家戦略特区を創設したものである。

その際、実効性を確保するために規制の特例措置について過度な要件を付さないことはもちろんのこと、スピード感と実行力をもって取り組むことが特に重要である。規制改革の突破口という位置付けから、国家戦略特区において措置された規制の特例措置は、その実施状況等について適切な評価を行い、当該評価に基づき、その成果を全国に広げていくことが必要である。このため、PDCAサイクルに基づく評価において、規制の特例措置についての評価に基づき、特区ごとの改革競争を通じて全国展開が促進されるような仕組みを構築する。さらに、特例措置の活用から一定期間が経過し、特段の弊害のない特区の成果については、全国展開に向けた検討を重点的に進めるなど、全国展開を加速化させる。

経済社会情勢が変化していく中、規制改革には終わりはなく、常に、地方公共団体、民間事業者等からの現場のニーズを把握し、必要な規制改革を強力に進めていくことが必要である。